

チェロを楽しむ会 規約

第1章 総則

第1条（名称） 本会はチェロを楽しむ会と称する。

第2条（事務所） 本会は事務所を代表宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的） 本会はチェロによる独奏・重奏・合奏を通して、市民の音楽活動の普及向上をめざし、もって地域の音楽文化の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業） 本会は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

（1） 年1回以上の演奏会

（2） その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条（会員） 数多の楽器の中からチェロを好ましく思う者で本会の目的に賛同する者は本会に入会することができる。

第6条（入会） 本会の会員になることを希望する者は、所定の申込書を代表に提出の上承認を受け、幹事会の承諾をもって会員登録とする。

第7条（会費） 会員は所定の会費及び負担金を納入しなければならない。

2 前項の金額及び支払方法は幹事会で決定する。

第4章 幹事

第8条（種別及び定数）

本会に、以下の幹事をおく。

幹 事 6名

代表1名を含む。

①会 計 1名

②総 務 1名

③監 事 1名

2 幹事は総会で選出する。

3 必要に応じて幹事を補佐する係りを設ける事ができる。

第9条（職務） 代表は本会を代表し、会務を統括する。

2 他の幹事は代表を補佐し、代表の命を受けて、会務を分担する。

第10条（任期） 幹事の任期は、2年とする。

但し、再任を妨げない。

第5章 総会

第11条（構成） 総会は会員をもって構成する。

第12条（開催及び召集）

総会は年1回代表が召集する。

- 第13条（機能） 総会は以下の事項を議決する。
- （1） 幹事の選任
 - （2） 事業計画及び収支予算
 - （3） 事業報告及び収支決算
 - （4） 規約の変更
 - （5） その他本会の運営に関する重要事項
- 第14条（議長） 総会の議長は代表がこれをもってする。
- 第15条（議決） 総会の議決は出席会員の過半数をもってする。

第6章 幹事会

- 第16条（構成） 幹事会は幹事をもって構成する。
- 第17条（開催及び召集）
幹事会は必要に応じ代表が召集する。
- 第18条（機能）
- （1） 総会に付議すべき事項
 - （2） 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - （3） その他会務の執行に関する事項

第7章 資産及び会計

- 第19条（構成） 本会の資産は以下の通りとする。
- （1） 会費及び負担金
 - （2） 事業に伴う収入
 - （3） その他の収入
- 第20条（経費の支弁）
本会の経費は資産をもって支弁する。
- 第21条（予算及び決算）
本会の収支予算・決算は総会で承認を得なければならない。
- 第22条（会計年度）
本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

- この規約は、平成11年11月1日より実施する。
- この規約は、平成21年4月1日より実施する。
- この規約は、平成28年4月1日より実施する。
- この規約は、令和4年4月1日より実施する。